

[事案 2023-216] 入院給付金等支払請求

・令和6年7月28日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年11月と令和5年3月に、左側胸部軟部腫瘍によりB病院に入院し手術を受けたため、令和3年10月に契約した組立型保険と医療保険にもとづき入院給付金および手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除となり給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1)令和3年4月頃、肋骨の下に小さなでっぱりを感じたことから、Aクリニックを受診したが、妊娠初期のため検査ができないと言われ、B病院を紹介され受診したが、原因が分からないと言われ、病名告知を受けなかった。同年6月頃には、B病院の医師から、改めて産後に検査をしましょうと言われていた。告知を行った同年9月には、医師から病名告知を受けておらず、通院をしていない状況であった。
- (2)募集人との間では、契約の申込みに際し、妊娠にかかるすり合わせ等を行ったものの、B病院に行ったことは告知すべき事象だと認識していなかった。募集人は、妊娠のことには注意を払ってくれていたが、それ以外のことはあまり聞いてこなかった。
- (3)告知時には通院をしておらず、また、病名も診断されておらず、医師も「腫瘍」という言葉を使って説明をしていなかったため、告知を行うことは困難であった。「左胸部軟部腫瘍」とであると分かった時期は、告知よりずっと後のことである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、告知日前3か月以内である6月にB病院を受診しており、告知義務違反があったことは明確である。最近3か月以内という直近の事柄であるため、申立人が当該告知を怠ったことは重過失にあたる。
- (2)Aクリニックからの回答書によると、「令和3年2月に病名を『左胸部皮下腫瘍』と告げた」と記載されており、申立人は告知日前に病名の告知を受けていた。
- (3)申立人は、Aクリニックの問診票にて、「いつ頃からですか」という問いに対して「(令和2年)4~5月から」、「症状の場所はどこですか」という問いに対して「左肋骨下あたり」、「どのような症状ですか?」という問いに対して「しこり」と回答しており、遅くとも令和2年5月には左側胸部の皮下腫瘍に気付いていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了

した。

- (1) 募集人は、他社契約では保障されず、本契約では保障されるという乗換えのメリットについて説明をする一方で、責任開始期が変わるため、責任開始期前の疾病が保障されなくなるという乗換えのリスクを重視した説明を行ったことは認められなかった。
- (2) 上記(1)の対応に加え、出産直前の妊婦にとって告知書の作成が心身の負担となることは容易に推察することができる。募集人としては、申込手続の時期を後ろ倒しにするほか、告知書の作成に際して、告知の重要性を説明し、一層の注意を払うことが望ましかったと言える。